

大阪地方裁判所 御中

「大飯原発 3・4号機の停止処分を求める意見陳述」

2013年5月22日

(原告)中嶋哲演

わたしたち小浜市民は、「美しい若狭を守ろう！」というスローガンを一貫してかかげながら、有権者(24000人)の絶対過半数の署名運動などによって、1970年代に二度小浜原発の設置を阻止し、2000年代にも二度使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致を阻止してきました。

そればかりではありません。対岸部の大飯原発1・2号機の建設(1972年に設置許可)、3・4号機の増設(1987年に設置許可)にも強く反対しました。なぜなら、当時の小浜市民は大飯原発から10km以内の住民分布の75%(大飯町民は14%)を占めていたにもかかわらず、その建設・増設の賛否への発言権がなかったからです。「子供、孫の代まで一生死刑宣告を受けたのと同じである。とにかく(増設を)止める事をお願い致します」、「二児の母として断固反対します」、「原発の増設、集中化は将来大事故の%も大きくなり、歴史に残る大惨事も覚悟しなければならないだろう」、「山が泣きます 海が泣きます そして子孫を泣かせないで」一若狭で14基・15基目(福井県への申し入れ順)の大飯3・4号機増設に反対する小浜市民のこれらの痛切な声は、1983-84年頃にとりくまれたアンケートや住民投票の中ですでにあげられていたのです。

3・11後の間もない6月小浜市議会は、「この過酷事故は決して他人事ではなく、現在避難せざるを得ない人々の心情を思うと誠に忍びない」として、全会一致で、政府と国会に対する「原子力発電からの脱却を求める意見書」を全国の市町村に先駆けて採択しました。また翌年の国の説明会でも、市長や議長をふくむ各種市民団体の代表は、大飯3・4号機の拙速な再稼働にこぞって反対しました。にもかかわらず、関西電力も国や福井県の原子力行政も、関西電力と小浜市との「安全協定」のおおい町並みの改定要求に応じることなく、再稼働を強行突破したことは周知の通りであります。

「百万ドル夜景を前にしんしんと死の灰つもる音を聞きおり」(奥本守『歌集

紫つゆくさ』より) —これは、かつて大飯原発の建設作業にもたずさわった若狭町の農民歌人、奥本守さんの一首です。チェルノブイリ原発 4 号機が放出した「死の灰」は広島原爆 800 発分、今度の福島原発事故によってすでに放出されたセシウムだけでも同 200 発分近くとのこと。昨年 7 月に再稼働した大飯原発 3・4 号機の使用済み核燃料中には、すでに新たな「死の灰」が広島原爆千数百発分も生成、蓄積されているのです。関西電力はこの 10 ヶ月間の再稼働によって 3000 億円の電気料金を獲得しているかもしれませんが、対岸部の小浜市民としてはその巨大な影の部分を忘れ去ることはできません。

否、大飯原発をはじめ若狭の原発群の「真の地元」は、その大量の電力を 40 年間にわたって消費してきた関西広域圏ではないでしょうか。「若狭原発震災」が引き起こされれば、いわゆる若狭の地元住民だけでなく、いまや関西広域圏の住民もろともに、その「生命、自由、幸福、環境、健康で文化的な最低限の生活」もことごとく奪われるでしょう。

裁判長、関西電力のお膝元の大阪地裁とはいえ、また国のおごれる原子力行政に歯止めをかけていただくべく、大飯原発 3・4 号機の即時停止の司法判断、判決を心から期待し、要望いたします。